

**令和4年度一般会計における引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費**

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 46,364 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 900,353 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業区分		対象経費	財源内訳		
			特定財源	一般財源	
				地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	212,247	150,745	5,711	55,791
	老人福祉事業	157,658	122,330	3,281	32,047
	児童福祉事業	164,338	54,468	10,203	99,667
社会保険	国民健康保険事業	63,313	21,600	3,873	37,840
	後期高齢者医療事業	131,354	16,790	10,638	103,926
	介護保険事業	124,414	6,085	10,988	107,341
保健衛生	保健衛生事業	18,109	219	1,661	16,229
	疾病予防事業	28,920	28,830	8	82
合計		900,353	401,067	46,364	452,922

平成26年4月1日から消費税(国・地方)が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増額分について、その用途を明確化するとともに、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。また、令和元年10月1日から消費税が8%から10%に引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増額分についても、社会保障の充実に要する経費に充てることとされています。